

介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です

わたしたちの

介

護

保

険

わかりやすい利用の手引き



も

く

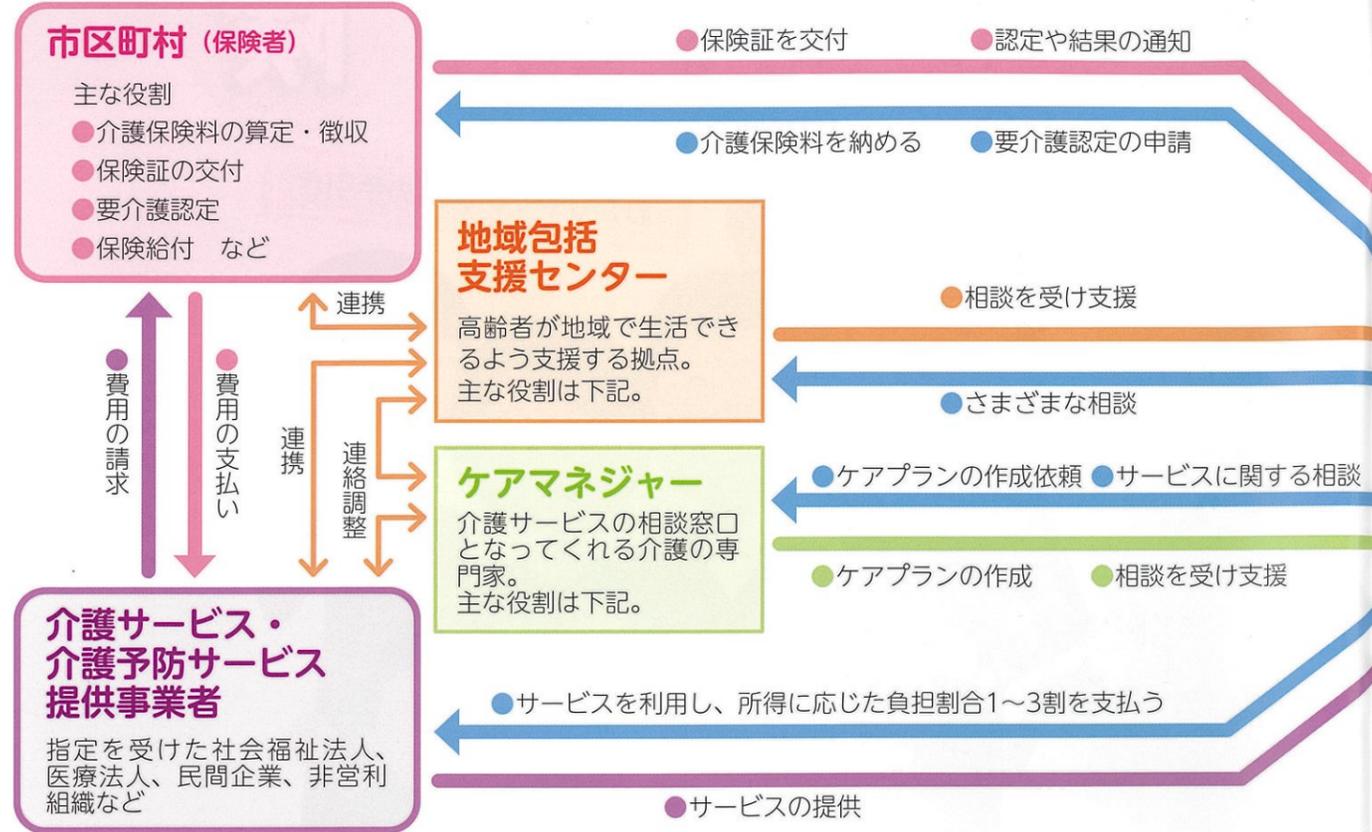
じ

- | | | | |
|---|-----------------|----|----------------|
| 2 | しくみと加入者 | 11 | 福祉用具貸与・購入、住宅改修 |
| 4 | 介護保険料の決まり方・納め方 | 12 | 地域密着型サービス |
| 6 | サービス利用の手順 | 12 | 費用の支払い |
| 8 | 介護サービス・介護予防サービス | 15 | 別海町の高齢者福祉サービス |

別海町

住み慣れた地域でいつまでも元気に

介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。40歳以上の皆さんが加入者(被保険者)となり、保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで、介護保険サービスを利用



んが加入者(被保険者)となり、保険料を納め、できます。運営は市区町村が行っています。



65歳以上の方 (第1号被保険者)

【介護保険を利用できる方】
「要介護認定」(介護や支援が必要であるという認定)を受けた方
(要介護認定→7ページ)

※65歳以上の方は、介護が必要になった原因を問わず、介護保険を利用できます。ただし、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、市区町村へ届け出をお願いします。



40~64歳の方 (第2号被保険者)

【介護保険を利用できる方】
介護保険の対象となる病気※が原因で「要介護認定」を受けた方。交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。

※介護保険の対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種類が指定されています。

- **がん末期** (医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- **関節リウマチ** ● **筋萎縮性側索硬化症** ● **後縦靭帯骨化症**
- **骨折を伴う骨粗しょう症** ● **初老期における認知症**
- **進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病**
- **脊髄小脳変性症** ● **脊柱管狭窄症** ● **早老症**
- **多系統萎縮症**
- **糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症**
- **脳血管疾患** ● **閉塞性動脈硬化症** ● **慢性閉塞性肺疾患**
- **両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症**

「地域包括支援センター」とは?

介護予防ケアプランを作成するほか、市区町村・医療機関・サービス提供事業者・ボランティアなどと協力しながら、地域の高齢者のさまざまな相談に対応する総合相談窓口です。

【主にどんなことをするの?】

- 高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業など

どんなスタッフがいるの?



- 介護予防のお手伝い
- 地域のネットワークづくり
- みんなの権利を守る!!

地域包括支援センターのスタッフは、主任ケアマネジャー、保健師(または経験のある看護師)、社会福祉士を中心に構成されています。

「ケアマネジャー」とはどんな人?

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる介護サービスの窓口役です。

【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直しなど



ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」等に所属しています。

介護保険の保険証

介護保険のサービスを利用するときなどに必要になります。大切に保管しましょう。

65歳以上の方は

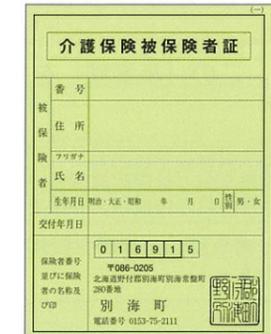
65歳になる月までに全員が交付されます。

40~64歳の方は

認定を受けた方に交付されます。

【保険証が必要なとき】

- 要介護認定を申請(更新)するとき
- ケアプランを作成するとき
- 介護保険サービスを利用するとき など



負担割合証

要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者には、負担割合(1~3割)を示す「介護保険負担割合証」が交付されます。

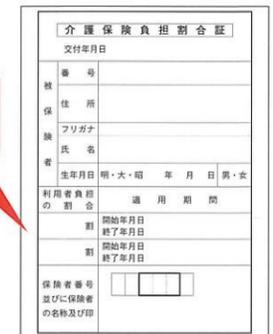
※負担割合に関して、詳しくは8ページ。

【負担割合証が必要なとき】

- 介護保険サービス等を利用するとき

【有効期限】 1年間(8月1日~翌年7月31日)

負担割合(1~3割)が記載されます。



介護保険の保険証、負担割合証はイメージです。実際のものとは異なります。

しくみと加入者
介護保険料の決め方・納め方
サービス利用の手順
介護サービス・介護予防サービス
福祉用具貸与・購入、住宅改修
地域密着型サービス
費用の支払い
高齢者福祉サービス

社会全体で介護保険を支えています

65歳以上の方の介護保険料の決め方

65歳以上の方の介護保険料は、市区町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。



基準額の決め方

市区町村に必要な
介護サービスの総費用



65歳以上の方
の負担分23%



市区町村に住む
65歳以上の方の人数

別海町の令和6年度から3年間の保険料の基準額 **61,200円(年額)**

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、13段階に分かれます。

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者の方 世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金 ^{※1} 受給者の方 世帯全員が住民税非課税で年金収入と合計所得 ^{※2} が80.9万円以下の方	基準額× 0.285	17,400円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で年金収入と合計所得が80.9万円を超え120万円以下の方	基準額× 0.485	29,600円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第1段階、第2段階に該当しない方	基準額× 0.685	41,900円
第4段階	住民税課税世帯に属し、本人は住民税非課税で年金収入と合計所得が80.9万円以下の方	基準額× 0.90	55,000円
第5段階 (基準額)	住民税課税世帯に属し、本人は住民税非課税で第4段階に該当しない方	基準額	61,200円
第6段階	本人が住民税課税者で、合計の所得金額が120万円未満の方	基準額× 1.20	73,400円
第7段階	本人が住民税課税者で、合計の所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額× 1.30	79,500円
第8段階	本人が住民税課税者で、合計の所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額× 1.50	91,800円
第9段階	本人が住民税課税者で、合計の所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額× 1.70	104,000円
第10段階	本人が住民税課税者で、合計の所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額× 1.90	116,200円
第11段階	本人が住民税課税者で、合計の所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額× 2.10	128,500円
第12段階	本人が住民税課税者で、合計の所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額× 2.30	140,700円
第13段階	本人が住民税課税者で、合計の所得金額が720万円以上の方	基準額× 2.40	146,800円

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。2018年4月1日以降は、さらに「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」(第1~5段階のみ)を控除した額となります。

65歳以上の方の介護保険料の納め方



年金が年額**18万円未満**の方 → **【納付書】**や**【口座振替】**で各自納めます

●市区町村から納付書が送付されますので、取り扱い金融機関等で納めてください。

忙しい方、なかなか外出できない方は、**口座振替が便利**です。



口座振替が便利ね

普通徴収

- 手続き**
- 介護保険料の納付書、通帳、印かん(通帳届出印)を用意します。
 - 取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。
※口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月からになります。
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできない場合があります。



年金が年額**18万円以上**の方 → 年金から**【天引き】**になります

●介護保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きになります。



本来、年金から天引きの「特別徴収」の方もこんなときは、一時的に納付書で納めます

- 年度途中で介護保険料が増額になった
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 年金が一時差し止めになった など
- 年度途中で65歳になった
- 介護保険料が減額になった

40~64歳の方の介護保険料

40~64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

介護保険料を滞納すると?

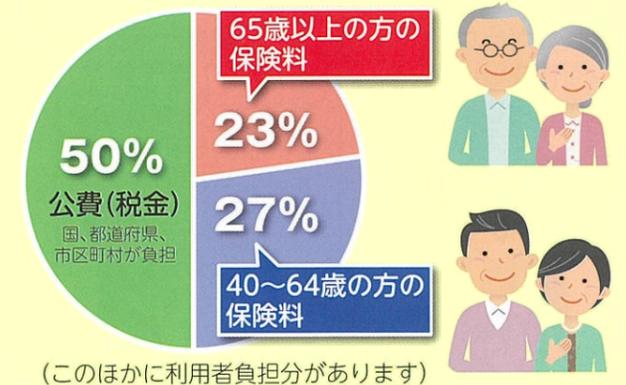
災害など、特別な事情がないのに滞納が続く場合、未納期間に応じて利用者負担が引き上げられるなどの措置がとられます。介護保険料は必ず、お納めください。納めることが難しくなった場合は、市区町村の担当窓口にご相談しましょう。



納付に関する相談窓口

別海町役場 福祉部 介護支援課 介護保険担当
TEL 0153-74-9643 (直通)

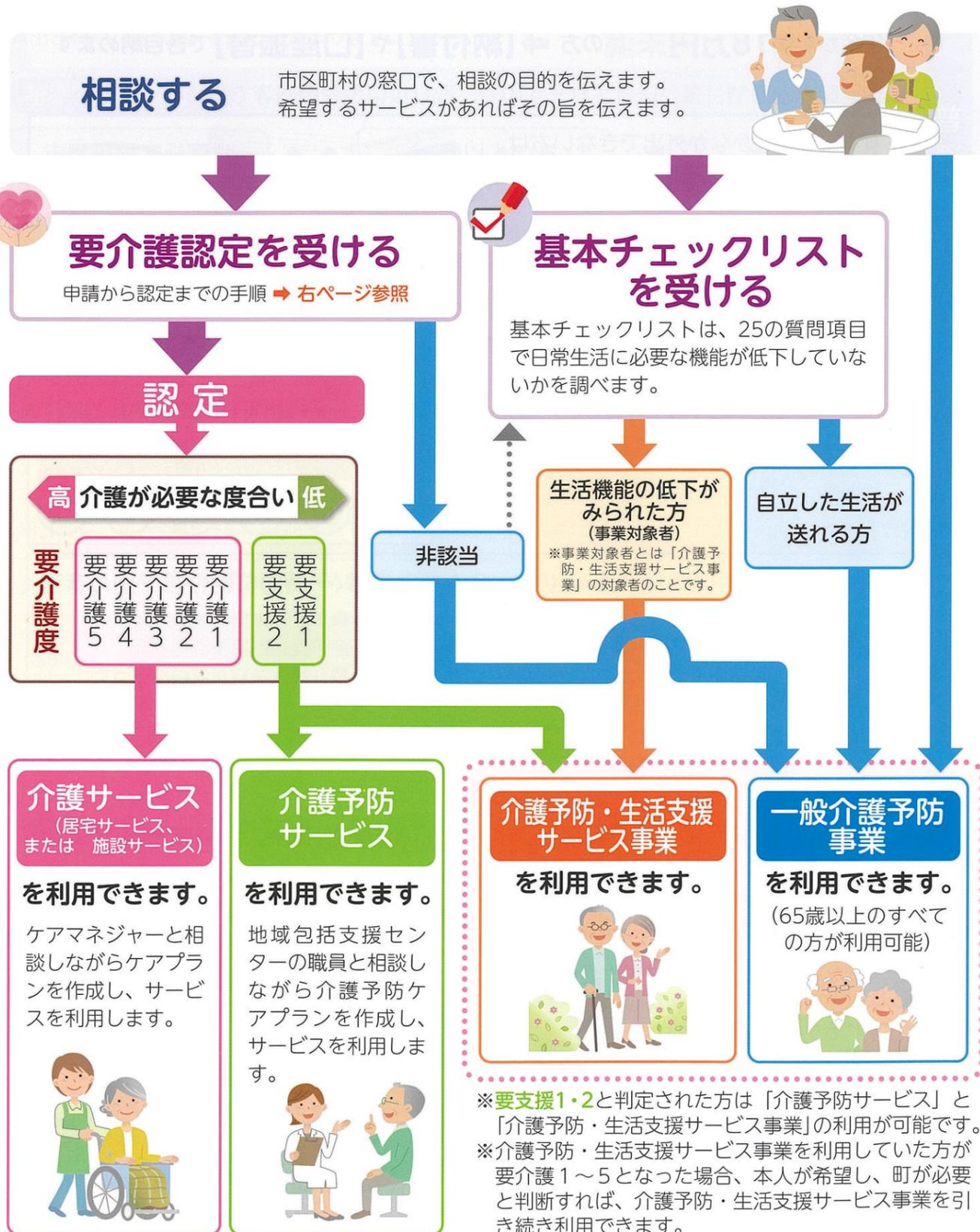
【介護保険の財源の内訳】



(このほかに利用者負担分があります)

介護サービス利用の流れ

生活する上でなにか困ることが出てきたら、介護保険サービスの利用を検討しましょう。必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。



要介護認定の手順

介護保険サービスを利用するときは「要介護認定」を受ける必要があります。
※要介護認定は、介護予防・生活支援サービス事業対象者となったあとでも申請できます。

要介護認定の申請

申請の窓口は市区町村の介護保険担当課です。申請は、本人のほか家族でもできます。次のところでも申請の依頼ができます。(更新申請も含まれます)

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設

申請に必要なもの

- ✓ **申請書**
市区町村の窓口においてあります。
- ✓ **介護保険の保険証**
40～64歳の方は健康保険の保険証が必要です。

要介護認定(調査～判定)

申請をすると、訪問調査(自治体の担当者などが自宅などを訪問して心身の状態を聞き取る)が行われます。その後、主治医の意見書なども参考に公平な審査・判定が行われます。

認定

介護や支援が必要な度合いによって「要介護度」(要介護1～5、または要支援1・2)が決まります。要介護度によって利用できるサービスなどが異なります。

非該当

介護や支援が必要ないと判定された場合には、非該当となります。

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、**介護予防・生活支援サービス事業**と**一般介護予防事業**の二つからなります。

地域のニーズや実情に応じた多様なサービスが提供されることが期待されています。

※市区町村によって提供されるサービスは異なります。詳しくは、お住まいの市区町村にご相談ください。

介護予防・生活支援サービス事業

- 対象者** ①要支援1・2の方 ②基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方(変更ポイント) ③介護予防・生活支援サービス事業を利用していた方が要介護1～5となった場合、本人が希望し、町が必要と判断すれば、介護予防・生活支援サービス事業を引き続き利用できます。
- サービス内容** ●訪問型サービス ●通所型サービス ●生活支援サービス

一般介護予防事業

- 対象者** 65歳以上のすべての方
- サービス内容** 介護予防に関する講演や運動教室など

しくみと加入者

介護保険料の
決まり方・納め方

サービス利用の
手順

介護サービス・
介護予防サービス

福祉用具貸与・購入、
住宅改修

地域密着型
サービス

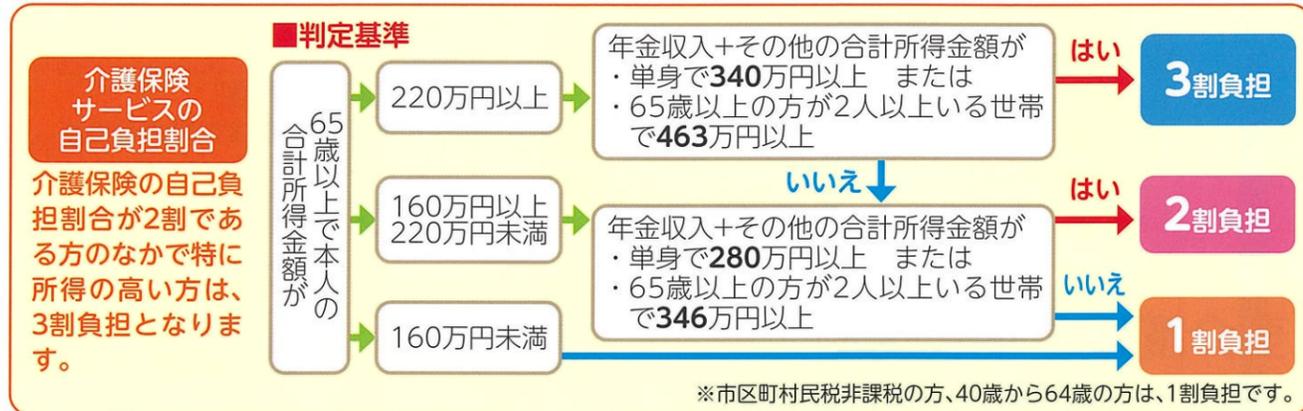
費用の支払い

高齢者福祉
サービス

自宅を中心に利用するサービス

自宅を中心に受けるサービスは「居宅サービス」と呼ばれます。「居宅サービス」には「訪問してもらうサービス」や「施設に通うサービス」など、さまざまな種類があります。

- 介護保険サービスを利用したときの自己負担は1割、2割、3割のいずれかです。本冊子は、**自己負担1割の費用をめやす**として掲載しています。
- 実際にかかる費用は、利用する事業者の所在地や体制、サービス内容等によって異なります。



マークについて

要介護1~5 要介護1~5の方が介護保険を使って利用できるサービス

要支援1・2 要支援1・2の方が介護保険を使って利用できるサービス

介護サービス・介護予防サービスの利用について相談する

ケアプランを作成する

要介護1~5 **居宅介護支援**

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。

要支援1・2 **介護予防支援**

地域包括支援センターの職員などに介護予防ケアプランを作成してもらうほか、安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。

ケアプランの作成および相談は**無料**です。(全額を介護保険で負担します)

日常生活の手助けをしてもらう

要介護1~5 **訪問介護【ホームヘルプサービス】**

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

〈身体介護〉

- 食事、入浴、排せつのお世話
- 衣類やシーツの交換 など

〈生活援助〉

- 住居の掃除、洗濯、買い物
- 食事の準備、調理 など

ご注意ください！

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、**サービス対象外**です。



自宅で入浴する

要介護1~5 **訪問入浴介護**

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。



看護師などに訪問してもらう

要介護1~5 **要支援1・2** **訪問看護(介護予防訪問看護)**

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当や点滴の管理をしてもらいます。

自宅でリハビリをする

要介護1~5 **要支援1・2** **訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)**

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。



お医者さんなどによる療養上の管理や指導を受ける

要介護1~5 **要支援1・2** **居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)**

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。



施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

要介護1~5 **通所介護【デイサービス】**

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



施設に通ってリハビリをする

要介護1~5 **通所リハビリテーション【デイケア】**

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。



要支援1・2 **介護予防通所リハビリテーション**

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などが日帰りで受けられます。

しくみと加入者

介護保険料の
決まり方・納め方

サービス利用の
手順

介護サービス・
介護予防サービス

福祉用具貸与・購入
住宅改修

地域密着型
サービス

費用の支払い

高齢者福祉
サービス



自宅で介護を受けている方が一時的に施設に泊まる

要介護 1~5 **要支援 1~2** **短期入所生活介護(ショートステイ)** (介護予防短期入所生活介護)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

医療の助けが必要な方が一時的に施設に泊まる

要介護 1~5 **要支援 1~2** **短期入所療養介護** (介護予防短期入所療養介護)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。



有料老人ホームなどに入居している方が介護サービスを受ける

要介護 1~5 **要支援 1~2** **特定施設入居者生活介護** (介護予防特定施設入居者生活介護)

※現在、本町に該当施設はありません。

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

介護保険施設で受けるサービス

下記の介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」といいます。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。

※居住費、食費、日常生活費が別途負担となります。



生活介護が中心の施設

要介護 3~5 **介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】** つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設。

介護やリハビリが中心の施設

要介護 1~5 **介護老人保健施設** 病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設。

長期療養の機能を備えた施設

要介護 1~5 **介護医療院** 医療と介護が一体的に受けられます。主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設。

生活環境を整えるサービス

福祉用具を借りることも購入することも費用の1~3割を支払うことでできます。福祉用具を使うことで自立した生活ができる上、介護する側の負担も軽くなります。福祉用具を選ぶときや住宅を改修するときは、専門家によく相談しましょう。

福祉用具を借りる

福祉用具貸与 (介護予防福祉用具貸与)

次の13種類が貸し出しの対象となります。原則、要支援1・2の方、要介護1の方は、①~④のみ利用できます。⑮は、要介護4・5の方のみ利用できます。

- ①手すり
- ②スロープ
- ③歩行器
- ④歩行補助つえ
- ⑤車いす
- ⑥車いす付属品
- ⑦特殊寝台
- ⑧特殊寝台付属品
- ⑨床ずれ防止用具
- ⑩体位変換器
- ⑪認知症老人徘徊感知機器
- ⑫移動用リフト
- ⑬自動排せつ処理装置



月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1~3割を自己負担します。(用具の種類、事業者によって貸し出し料は異なります)

適正な価格で福祉用具を利用しましょう。

商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額を設定します。 ※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。

事業者には下記①、②が義務付けられました。

- ①貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。
- ②貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。

トイレ、入浴関連の福祉用具を買う

購入後に申請が必要です

要介護 1~5 **要支援 1~2** **特定福祉用具購入** (特定介護予防福祉用具購入)

購入費支給の対象は、次の9種類です。

- 腰掛便座 ●自動排せつ処理装置の交換部品 ●歩行器
- 入浴補助用具 ●簡易浴槽 ●歩行補助つえ ●スロープ
- 移動用リフトのつり具の部分 ●排せつ予測支援機器

年間10万円が上限で、その1~3割が自己負担です。費用が10万円かかった場合、1~3万円が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

●指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

安全な生活が送れるよう住宅を改修する

事前の申請が必要です

要介護 1~5 **要支援 1~2** **居宅介護住宅改修** (介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限20万円まで住宅改修費が支給されます。(自己負担1~3割)

◎介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け ●段差や傾斜の解消 ●扉の取り替え、扉の撤去
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更 ●和式から洋式への便器の取り替え

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

●工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市区町村の窓口にご相談しましょう。また、見積りは複数の業者からとりましょう。

20万円が上限で、その1~3割が自己負担です。費用が20万円かかった場合、2~6万円が自己負担です。



住み慣れた地域で受けるサービス

住み慣れた地域で生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。基本的には、利用者はサービス事業所のある市区町村の住民に限られます。*サービスの種類、内容などは市区町村によって異なります。自己負担は1~3割です。

認知症の方向けのサービス

要介護1~5 **認知症対応型共同生活介護(グループホーム)**(介護予防認知症対応型共同生活介護)
要支援2 認知症と診断された高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。
 *要支援1の方は利用できません。

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービス

要介護1~5 **小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)**
要支援1~2 小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に泊まる「宿泊」のサービスを受けられます。

小規模な通所介護サービス

要介護1~5 **地域密着型通所介護**
 定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。
 *要支援の方は利用できません。

費用の支払い

自己負担限度額と負担の軽減

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1~3割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い方には、負担を軽減するしくみもあります。

●介護保険サービスは1~3割の自己負担で利用できます

介護保険のサービスは、利用料の1~3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに1ヵ月に1~3割負担で利用できる金額に上限(支給限度額)が設けられています(下表)。限度額を超えてサービスを利用した分は、全額自己負担になります。

■介護保険サービスの支給限度額(1ヵ月)のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
要支援1	5万 320円	5,032円	1万 64円	1万5,096円
要支援2	10万5,310円	1万 531円	2万1,062円	3万1,593円
要介護1	16万7,650円	1万6,765円	3万3,530円	5万 295円
要介護2	19万7,050円	1万9,705円	3万9,410円	5万9,115円
要介護3	27万 480円	2万7,048円	5万4,096円	8万1,144円
要介護4	30万9,380円	3万 938円	6万1,876円	9万2,814円
要介護5	36万2,170円	3万6,217円	7万2,434円	10万8,651円

例 要介護1(1割負担)の方が、17万5,000円分のサービスを利用した場合の自己負担額は

←実際に利用した金額 17万5,000円→

←支給限度額 16万7,650円→

1割負担 1万6,765円 + 支給限度額を超えた分 7,350円 = 利用者負担額 2万4,115円

■支給限度額に含まれないサービス

- ・特定福祉用具購入
 - ・居宅介護住宅改修
 - ・特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型、短期利用を除く)
 - ・認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)
 - ・介護保険施設に入所して利用するサービス
 - ・居宅療養管理指導
 - ・地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)
 - ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- *介護予防サービスについても同様です。

自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1~3割)の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。
- 同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の利用者負担を合計します。



区 分	限度額
年収約1,160万円以上の方	14万 100円(世帯)
年収約770万円以上1,160万円未満の方	9万3,000円(世帯)
年収約383万円以上770万円未満の方	4万4,400円(世帯)
上記以外の住民税課税世帯の方	4万4,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	2万4,600円(世帯)
・老齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額+課税年金収入額が80.9万円以下の方等	2万4,600円(世帯) 1万5,000円(個人)
生活保護の受給者の方等	1万5,000円(個人)

施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担(1~3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

施設サービス費の1~3割 + 居住費 + 食費 + 日常生活費(理美容代など) = 自己負担

所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担額の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。
 *給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。

変更ポイント 居住費の限度額を変更。(令和6年8月から)

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり) 令和6年7月まで

負担段階者	所得の状況 ^{*1}	預貯金等の資産 ^{*2} の状況	居 住 費				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円(320円)	0円	820円	490円	300円
	世帯全員が住民税非課税	前年の合計所得金額+年金収入額が80.9万円以下の方	490円(420円)	370円	820円	490円	600円
3①	前年の合計所得金額+年金収入額が80.9万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円(820円)	370円	1,310円	1,310円	1,000円
	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円(820円)	370円	1,310円	1,310円	1,300円

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり) 令和6年8月から

負担段階者	所得の状況 ^{*1}	預貯金等の資産 ^{*2} の状況	居 住 費				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	550円(380円)	0円	880円	550円	300円
	世帯全員が住民税非課税	前年の合計所得金額+年金収入額が80.9万円以下の方	550円(480円)	430円	880円	550円	600円
3①	前年の合計所得金額+年金収入額が80.9万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円(880円)	430円	1,370円	1,370円	1,000円
	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円(880円)	430円	1,370円	1,370円	1,300円

- ()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
- *1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む)。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外)の所得も判断材料とします。
- *2 【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が安易なもの。不正があった場合には、ペナルティ(加算金)を設けます。

しくみと加入者

決まり方・納め方
介護保険料の

サービス利用の手順

介護サービス・介護予防サービス

福祉用具貸与・購入、住宅改修

地域密着型サービス

費用の支払い

高齢者福祉サービス

介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。**(高額医療・高額介護合算制度)**

- 給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- 計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの12ヶ月間です。



医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額：毎年8月1日から翌年7月31日まで）

70歳未満の方		70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者	
区分	限度額	区分	限度額
基準総所得額	901万円超	課税所得 690万円以上	212万円
	600万円超～901万円以下	課税所得 380万円以上690万円未満	141万円
	210万円～600万円以下	課税所得 145万円以上380万円未満	67万円
	210万円以下	一般(住民税課税世帯の方)	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者(住民税非課税世帯の方)	31万円
		世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方(年金収入のみの場合80.9万円以下の方)	19万円

このほか低所得の障がい者の方のための負担軽減制度があります。

特別養護老人ホーム利用者の負担軽減制度

町内ユニット型特別養護老人ホームの施設入所サービスまたは短期入所サービスを利用される方のために、次の軽減制度が設けられています。

※軽減制度を受けるには、市区町村への申請が必要です。

(1)社会福祉法人等利用者負担軽減制度

低所得で特に生計が困難な利用者を対象に、自己負担額の一部または全部を軽減します。

※本制度は世帯全員が市区町村民税非課税世帯で、かつ、次の対象要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ①年間収入が単身世帯で150万円以下(世帯員が一人増えるごとに50万円を加算)
- ②預貯金等が単身世帯で350万円以下(世帯員が一人増えるごとに100万円を加算)
- ③活用できる資産がない ④扶養控除対象者となっていない ⑤介護保険料を滞納していない

(2)ユニット型特別養護老人ホーム利用者負担額軽減制度

町内在住の方が、ユニット型特別養護老人ホームを利用される際に、利用料の一部を軽減します。軽減の該当となる方は、介護度や自己負担限度額等を基に日額の軽減額を算出し、利用料が軽減されます。

※本制度は令和3年4月1日から軽減額を段階的に減額し、令和8年3月31日をもって終了します。

居宅サービス利用者負担軽減制度

町内介護サービス事業所が実施する次の指定居宅サービスを利用する市区町村民税非課税世帯に属する方の利用者負担額の半額を軽減します。

※軽減制度を受けるには、市区町村への申請が必要です。

●対象指定居宅サービス

- ①訪問介護 ②訪問入浴及び介護予防訪問入浴 ③訪問看護及び介護予防訪問看護
- ④通所介護 ⑤通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション
- ⑥小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑦介護予防・生活支援サービス事業(総合事業)訪問型及び通所型サービス

区分	軽減率
生活保護受給者	100%
軽減制度該当者	25%

別海町の高齢者福祉サービス

別海町では高齢者などの皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らすために、さまざまなサービスを実施しており、本ページではその一部をご紹介します。サービスを受けるためには申請が必要ですので、下記担当までお問合せください。

高齢者の見守りサービス

1 高齢者等緊急通報システム

ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害などの緊急時に迅速かつ適切な対応を行い、日常生活の安全を確保します。

2 高齢者等安否確認及び日常生活相談事業

ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方に対し、定期的に電話または訪問し安否確認や日常生活の相談を受けることで、安全の確保と孤独感や不安の解消を図ります。

3 災害時避難行動要支援者支援制度

在宅で暮らす高齢者や障がいのある方が、地域の中で安心して暮らすことができるように、災害時の支援体制の整備を行います。



高齢者の生活支援

4 外出支援サービス

車椅子やストレッチャーを使用しなければ外出できない在宅の高齢者や障がいのある方に対して、町内の通院及び通所に関わる送迎を行います。

5 家族介護用品支給事業

在宅で要介護4または5の要介護者を介護している非課税世帯に対し、介護用品と引き換えることができる給付券を交付します。

6 高齢者の所得税法上の障がい者控除対象者の認定

65歳以上の要介護認定を受けた方に対し、障がい者手帳などを所持していなくても確定申告時に障がい者控除の対象となるよう認定を行います。

7 成年後見事業

認知症や障がいなどにより判断力が十分でない方が、権利の侵害を受けることのないよう、成年後見に関する相談や支援を受けられる相談窓口を設置しています。

上記①から⑥の問合せ
介護支援課高齢者福祉担当
☎0153-74-9643

上記⑦の相談窓口
べつかい安心サポートセンター
(別海町社会福祉協議会)
☎0153-75-2148

お問合せ先

別海町役場 福祉部 介護支援課 介護保険担当

〒086-0205 野付郡別海町別海常盤町280番地
TEL 0153-74-9643 / FAX 0153-75-2773